特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	令和3年度小金井市子育て世帯への臨時特別給付金支 給に関する事務【令和4年5月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、令和3年度小金井市子育て世帯への臨時特別給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和4年1月25日

[平成31年1月 様式2]

7 BB/++++	
I 関連情報 1. 特定個人情報ファ	・イルを取り扱う事務
①事務の名称	令和3年度小金井市子育て世帯への臨時特別給付金支給に関する事務
②事務の概要	本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う令和3年度小金井市子育で世帯への臨時特別給付金の申請があった者に係る資格審査《支給対象者等》 1 支給対象 令和3年9月分の法による児童手当の受給者、高校生を養育している者であって前年の所得が法第条第1項に規定する政令で定める額未満である主たる生計維持者又はそれに準ずる者(法第4条第1項第4号に規定する設置者を含む。)及び新生児の児童手当受給者(原則)2 支給額 対象児童1人につき10万円3 所得制限 あり(児童手当法第5条に準じる。)
③システムの名称	1 R3子育て特別給付金システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファ	・イル名
(1) 受給者ファイル(2) 児童ファイル(3) 支払ファイル(4) 所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)及び第16条(本人確認の措置) 2 番号法第9条第1号 別表第一の100の項 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条
4. 情報提供ネットワ	一クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない

①実施の有無	[実施する]	1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	律第38号)第10条の 2 子育て世帯への	の内閣総理大臣が指 編時特別給付(令和3 レバー制度に基づく情 ロル庁・厚労省	実施のための預貯金口座の登録等に 定する公的給付を定める告示 年度補正予算分)及び住民税非課税 報連携の特例対応への協力のお願い 可	世帯等臨時特別給付金

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭部子育て支援課			
②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長			

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

=± /-	小金开巾総務部総務課情報公	開係
請求先	小金井市本町六丁目6番3号	042-387-9926

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

小金井市子ども家庭部子育て支援課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9839
--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か]4年1月1日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和4年1月1日 時点						
3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個人 る重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の)種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] 'は、それぞれ重	直点項目評		3) 基礎項目評価	書及び 書及び	
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネッ	・ワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	-分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ [。] 2)十分である 3)課題が残され	ている ている	
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	-分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	_	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	-分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	_	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+	-分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ [。] 2)十分である 3)課題が残され [。]		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	是供ネットワーク	システムを]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+	-分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ [。] 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続		[]接続	しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	-分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+	-分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ [:] 2)十分である 3)課題が残され [:]		
7. 特定個人情報の保管・	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+	-分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	_	
8. 監査							
実施の有無	[〇]自己	点検	[0]	内部監査	[]	外部監	
9. 従業者に対する教育・程	各発						
従業者に対する教育・啓発	[十分	に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分に行ってし 3)十分に行ってし	ハる	ะเงอ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明